

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年3月14日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第25-41370-0029号
工事（委託業務）名	環境調査業務委託（道整・再復）
質 問 事 項	
<p>1. 令和6年1月8日付けで福島県技術監理課のHPに公表された「積算基準（令和6年1月15日に一部改正）」を用いる形で業務価格が算出（端数処理を10,000円単位とし、一般管理費等で金額調整する）されているものに変更となりました。これにより、予定価格に関する積算で算出された業務価格（1円単位）を10,000円単位とする際に「一般管理費等」で端数調整が行われることとなります。上記を踏まえ、本業務の予定価格算出に当たり、最低制限価格を算出する際の端数調整の考え方について、以下の内、どちらの方法となるでしょうか。ご教示願います。</p> <p>①積算で算出された一般管理費に対して、「端数調整後」に算出率を掛けて、最低制限価格を算出する。</p> <p>②積算で算出された一般管理費に対して、「端数調整する前」に算出率を掛けて最低制限価格を算出する。</p> <p>2. 令和7年2月14日付けで、設計業務委託等技術者単価が令和7年度版として改訂・引き上げられましたが、本業務で採用している設計業務委託等技術者単価については、旧単価の『令和6年度技術者単価』を適用されているものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 本業務の設計業務費（調査・計画業務費）における「旅費交通費」については、「福島県設計業務等標準積算基準（R5.10.1）（R6.4.1一部改正）」の参1-2-3「1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算」に記載されている通り、「（1）旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）」の「調査、計画業務（直接人件費の1.49%）」の算定式により算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。</p> <p>4. 「（3）専門家ヒアリング」において、現状何名のヒアリング先（専門家）を想定されているでしょうか。想定されているヒアリング時期と併せてご教示願います。</p> <p>5. 「（3）専門家ヒアリング」において、有識者に支払う「報償費」が計上されております。</p>	

せんが、現状本業務では計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。
また、計上されていない場合は、本業務を進めていく中で「報償費」の対応が必要となった場合、別途協議の上、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。

6. 技術提案書の作成に当たって、当該事業に関連した過年度成果品について、事前に成果品の閲覧は可能でしょうか。また、閲覧可能である場合は、その手法についてもご教示願います。
(例：事務所での現場閲覧、又はデータ貸与、若しくは電子入札システム等での閲覧)

回 答 事 項

1. ①です。
2. 単価適用日は、R7.1.20 です。
3. お見込みの通りです。
4. 1名・1回（調査後）を予定しています。
5. 発注者が対応します。
6. 事前に情報を提供することは出来ません。
受注後、必要な情報を提供します。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。